## 平成18年事業所・企業統計調査の概要

#### 1 調査の目的

平成18年事業所・企業統計調査は、我が国のすべての事業所及び企業を対象として、 事業の種類や従業者数等、事業所及び企業の基本的事項を調査し、行政施策のための基 礎資料並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的として 実施しています。

# 2 調査の沿革

この調査は統計法に基づく指定統計調査(指定統計第2号)として、「事業統計調査」 の名称で昭和22年に開始され、平成8年の調査から企業の実態把握を充実させたこと に伴い、「事業所・企業統計調査」と名称を変更しました。

調査は昭和23年調査から昭和56年調査までは3年ごと。昭和56年以降は5年ごとに実施しており、平成18年調査は20回目に当たります。この中間年の調査として、民営事業所を対象として平成元年及び平成6年に事業所名簿整備のための調査を実施した後、平成8年調査の際、この中間年の調査は事業所・企業統計調査の簡易調査として位置づけられ、以後、平成11年調査及び16年調査を実施しています。

#### 3 調査日

平成18年10月1日

#### 4 調査の対象

調査日現在、国内に所在するすべての事業所。ただし、次の事業所は対象外としました。

- (1) 日本標準産業分類(平成14年3月7日総務庁告示第139号)の「大分類A-農業」、「大分類B-林業」及び「大分類C-漁業」に属する個人経営の事業所
- (2) 日本標準産業分類の大分類「Q-サービス業(他に分類されないもの)」のうち「中 分類83-その他の生活関連サービス業(小分類832 家事サービス業に限る)」及 び「中分類94-外国公務」に属する事業所
- (3) また、次の事業所は、調査技術上の観点から対象外としました。
  - ア 劇場、運動競技場、駅の改札口内などの有料施設のうち、日本標準産業小分類 「845 公園、遊園地」以外の施設の中に設けられている事業所
  - イ 家事労働の傍ら、特に設備を持たないで賃仕事をしている個人の世帯
- (4) なお、次の事業所は、事業所・企業統計調査でいう事業所に含めていません。
  - ア 収入を得て働く従業者がいないもの
  - イ 休業中で、かつ従業者がいないもの

ウ 季節的に営業する事業所で、調査期日に従業者がいないもの

#### 5 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる1区画の場所を1事業所とし、これを 調査の単位としました。単一経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞ れの場所ごとに、また、1区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営 者が異なるごとに1事業所としました。

なお、事業所としての取扱いに関し、次に掲げるものについては、特例を設けました。

## (1) 建設業

作業の行われている工事現場、現場事業所などは、それらを直接管理している本社、 支店、営業所、出張所などの事業所に含めて調査しました。

また、自営の大工、左官、塗装工事・屋根工事・配管工事・電気工事などの業者については、工事現場では調査せず、それらの業者の事務所又は自宅で、その従業者も含めて調査しました。

#### (2) 運輸業

鉄道、自動車、船舶、航空機などによる運輸業は、管理責任者のいる場所を事業所と しました。

鉄道業について、駅、車掌区、車両工場などは、それぞれを1事業所としました。 ただし、それぞれ駅長、区長などの管理責任者の置かれていない事業所は、管理責任 者のいる事業所に含めて調査しました。

# (3) 学校

小学校、中学校などが併設されている場合は、それぞれを1事業所としました。

したがって、同一の学校法人に属する幾つかの学校、例えば、大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園などが同一構内にあるような場合、学校ごとにそれぞれ1事業所としました。

ただし、高等学校に併設されている定時制課程などは別の事業所とせず、その高等学校に含めて調査しました。

#### (4) 国、地方公共団体等の機関

国、地方公共団体等の機関については、法令により独立の機関として設置されている 機関を1経営主体とみなし、それぞれの場所ごとに1事業所としました。

ただし、一般行政事務、立法事務又は司法事務を行っている機関の中に、それ以外の 現業的業務を行っている機関がある場合は、「課」又は「それに準ずる機関」を単位とし て、それぞれの場所ごとに別の事業所としました。

## 6 調査の方法

調査は甲調査と乙調査に分けて実施しました。

- (1) 甲調査は民営事業所を対象とする全数調査で、総務大臣-都道府県知事-市町村長 -統計調査員(指導員)-統計調査員(調査員)-民営事業所の流れにより、調査員 が調査票甲を配布、取集する方法により調査しました。
- (2) 乙調査は国及び地方公共団体の事業所を対象とする全数調査で、総務大臣府省等の 長一都道府県知事一市町村一調査事業所の流れにより調査票乙を送付し、回収する方 法により調査しました。

# 7 調査事業

(1) 甲調査

## 【事業所に関する事項】

- ア名称
- イ 所在地及び電話番号
- ウ経営組織
- エ 本所・支所の別
- 才 開設時期
- カ 従業者数
- キ 事業の種類・業態
- ク 形態

#### 【企業に関する事項】

- ア 本所・本社・本店の名称及び電話番号
- イ 本所・本社・本店の所在地
- ウ 登記上の会社成立年月日
- エ 資本金額及び外国資本比率
- オ 親会社・関連する会社の有無
- カ 親会社の名称及び電話番号
- キ 親会社の所在地
- ク 子会社の数
- ケ 支所・支社・支店の数
- コ 会社全体の常用雇用者数

- サ 会社全体の主な事業の種類
- シ 会社形態の変更状況
- ス 電子商取引の実施状況

# (2) 乙調査

- ア 名称及び電話番号
- イ 所在地
- ウ 職員数
- エ 事業の種類

## 8 集計及び結果の公表

調査されたデータの入力及び事業の種類の産業分類格別は都道府県又は市町村で行い、 集計はこの入力データを用いて独立行政法人統計センターが行いました。

結果の公表は刊行物又はCD-R、インターネットによる結果表の閲覧の方法により総務省統計局が行います。